

令和5年第3回春日井市議会定例会提出議案目次〔I〕

議案番号	議 題	
第46号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第3号）……………	1
第47号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第4号）……………	3
第48号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について……………	5
第49号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について……………	8
第50号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について……	14
第51号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について……………	18
第52号議案	春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する 条例について……………	23
第53号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例につ いて……………	25
第54号議案	春日井市営住宅条例及び春日井市児童遊園の設置および 管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	27
第55号議案	春日井市西藤山台運動交流ひろば条例について……………	29
第56号議案	バスケットゴール等の取得について……………	37
第57号議案	塵芥収集車の取得について……………	38
報告第11号	令和4年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについ て……………	39
報告第12号	令和4年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについ て……………	43
報告第13号	令和4年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計繰越明許費の繰越しについて……………	49
報告第14号	令和4年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計予算の事故繰越しについて……………	53
報告第15号	令和4年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰 越しについて……………	57
報告第16号	令和4年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて…	61

報告第17号	令和4年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて.....	65
報告第18号	朝宮公園テニスコート等整備工事の変更契約の専決処分について.....	68
報告第19号	高座保育園建替工事（建築）の変更契約の専決処分について.....	70
報告第20号	クリーンセンター第1工場火災復旧修繕の変更契約の専決処分について.....	72
報告第21号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について.....	74

第 46 号議案

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 338,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,277,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県 支 出 金		8,482,518	21,000	8,503,518
	2 県 補 助 金	2,438,157	21,000	2,459,157
20 繰 入 金		5,327,289	317,000	5,644,289
	1 繰 入 金	5,327,289	317,000	5,644,289
歳 入 合 計		117,939,500	338,000	118,277,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		2,558,953	338,000	2,896,953
	1 商 工 費	2,558,953	338,000	2,896,953
歳 出 合 計		117,939,500	338,000	118,277,500

第 47 号議案

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,921 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,305,421 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		8,503,518	16,200	8,519,718
	2 県補助金	2,459,157	16,200	2,475,357
20 繰入金		5,644,289	△ 3,792	5,640,497
	1 繰入金	5,644,289	△ 3,792	5,640,497
22 諸収入		3,523,569	15,513	3,539,082
	5 雑入	2,561,935	15,513	2,577,448
歳入合計		118,277,500	27,921	118,305,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,456,627	7,521	10,464,148
	1 総務管理費	8,479,577	7,521	8,487,098
3 民生費		54,134,672	20,400	54,155,072
	2 児童福祉費	20,371,199	20,400	20,391,599
歳出合計		118,277,500	27,921	118,305,421

第 48 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を削る。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項中「附則第21項」を「附則第20項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第20項を附則第19項とする。

附則第21項中「附則第17項」を「附則第16項」に、「附則第19項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第22項中「附則第19項」を「附則第18項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第23項中「附則第19項」を「附則第18項」に、「第21項又は第22項」を「第20項又は第21項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第24項中「附則第17項」を「附則第16項」に、「附則第19項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第23項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 春日井市職員の育児休業等に関する条例（平成4年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第23項」を「附則第22項」に改める。

（春日井市職員退職手当支給条例の一部改正）

3 春日井市職員退職手当支給条例（昭和29年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「附則第17項」を「附則第16項」に改める。

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した者等の診察等に
従事する職員に係る特殊勤務手当を廃止するため必要があるからである。

第 49 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第34条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第36条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律

第3号)の定めるところにより、賦課し、及び徴収する。

第39条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第44条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第44条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第74条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しく

は第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2の2を削る。

附則第15条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32条の9第2項、第36条、第39条、第41条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第34条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
- (3) 附則第26条の改正規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の春日井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき春日井市市税条例第34条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第19項の規定は、令和5年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3第1項に規定する工事が完了した同項の規定の適用を受ける特定マンションに対して課する固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第74条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度

以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の春日井市市税条例附則第15条の2の2及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に異動がない場合には、簡易な記載によることができることとする等のため必要があるからである。

第 50 号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例

春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものの充電ポスト

第11条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止

することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「のうち蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型のものの充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第23条及び別表第4から別表第7までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の春日井市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 第23条及び別表第4から別表第7までの改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

説 明

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る出力の上限を廃止する等のため必要があるからである。

第 51 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2「1 市長」の項中「(昭和22年法律第164号)による」の次に「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給若しくは障害福祉サービスの提供、」を加え、「(昭和25年法律第144号)」を削り、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を、「生活保護関係情報」という。)の次に「、同法に準じて外国人に対して行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人保護関係情報」という。))」を加え、同表「2 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人保護関係情報」を加え、同表「3 市長」の項中「地方税関係情報」を「外国人保護関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表「4 市長」の項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表「5 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人保護関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

5の2 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
5の3 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2「7 市長」の項中「地方税関係情報」を「外国人保護関係情報又は地方税関係情報」に改め、同表「8 市長」の項中「による」の次に「福祉の措置又は」を、「障害者関係情報」の次に「又は外国人保護関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

8の2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
-----------	--	-----------------------

別表第2「11 市長」の項中「保健指導」の次に「又は費用の徴収」を、「情報」の次に「又は外国人保護関係情報」を加え、同表「12 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人保護関係情報」を加え、同表「13 市長」の項の次に次のように加える。

13の2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
------------	---	-----------------------

別表第2「14 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人保護関係情報」を加え、同表「15 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人保護関係情報」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金」を「中国残留邦人等支援給付等」に改め、同表「16 市長」の項及び「17 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「、外国人保護関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

17の2 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
------------	---	-----------------------

別表第2「18 市長」の項及び「21 市長」の項中「生活保護関係情報」の次に「外国人保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

22 市長	生活保護法に準じて外国人に対して行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

別表第3中「生活保護関係情報」の次に「外国人保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

2 市長	生活保護法に準じて外国人に対して行う	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用
------	--------------------	-------	--------------------

保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に 関する事務であって 規則で定めるもの	についての援助に関 する情報であって規 則で定めるもの
---	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、外国人の生活保護に関する事務を個人番号を利用することができる事務の対象とする等のため必要があるからである。

第 52 号議案

春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例について

春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例

春日井市子育て子育ち総合支援館条例（平成14年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、第1項から第3項まで及び前項の使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、一時預かり事業の使用料を減免の対象とするため必要があるからである。

第 53 号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

春日井市自転車等駐車場条例（昭和56年春日井市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 春日井市高蔵寺駅北第2自転車・バイク駐車場の項及び春日井市神領駅東バイク駐車場の項から春日井市神領駅東第2自転車駐車場の項までを削り、同表春日井市神領駅東第3自転車駐車場の項を次のように改める。

春日井市神領駅東第3自転車・バイク駐車場	春日井市神領町3丁目100番地24	自転車等
----------------------	-------------------	------

別表第2 春日井市神領駅東自転車・バイク駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、神領駅東第3自転車駐車場にバイク駐車場としての用途を加える等のため必要があるからである。

第 54 号議案

春日井市営住宅条例及び春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市営住宅条例及び春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市営住宅条例及び春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

(春日井市営住宅条例の一部改正)

第1条 春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表桃山住宅の項を削る。

(春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例（昭和48年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表桃山住宅児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、桃山町地内の市営住宅及び児童遊園を廃止するため必要があるからである。

第 55 号議案

春日井市西藤山台運動交流ひろば条例について

春日井市西藤山台運動交流ひろば条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市西藤山台運動交流ひろば条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、春日井市西藤山台運動交流ひろばの設置及び管理（指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康の増進を図り、多世代間の交流の場を提供するため、春日井市西藤山台運動交流ひろば（以下「交流ひろば」という。）を春日井市藤山台5丁目8番地に置く。

(構成)

第3条 交流ひろばは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 体育館
- (2) 運動場
- (3) 広場

(利用時間等)

第4条 交流ひろばの利用時間及び休場日は、規則で定める。

(事業)

第5条 交流ひろばで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康の増進に関する事業
- (2) 多世代間の市民交流に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者が行う管理の業務等)

第6条 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 前条に定める事業の実施に関する業務

- (2) 第3条に掲げる施設その他交流ひろばの敷地（以下「交流ひろばの施設等」という。）の利用（広場その他交流ひろばの敷地にあつては、これらを催し等のため占用し、又は行為をする場合に限る。以下同じ。）の許可等に関する業務
- (3) 第11条第1項に定める使用料又は第12条第1項に定める利用料金の收受等に関する業務
- (4) 交流ひろばの点検整備、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、当該業務を行わないものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、第16条の規定により承認しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 指定管理者は、交流ひろばが毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年春日井市条例第28号。第18条において「指定管理者条例」という。)によるものとする。

(利用の許可)

第9条 交流ひろばの施設等の利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長(第6条第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。第11条第2項、第12条、第18条及び第19条を除き以下同じ。)の許可を受けなければならない。交流ひろばの施設等の利用の許可を受けた者(以下「施設利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、交流ひろばの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第10条 交流ひろばの施設等の利用をしようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 交流ひろばの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 交流ひろばの施設等の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第11条 施設利用者は、別表に定める使用料を利用の日までに納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第14条第1項第3号の規定により市長が交流ひろばの施設等の利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。
- (2) 災害その他施設利用者の責めに帰さない理由により交流ひろばの施設等を利用できなくなったとき。
- (3) 施設利用者が利用の日の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると市長が認めるとき。

(利用料金)

第12条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）とし、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを公示しなければならない。

(施設利用者の義務)

第13条 施設利用者は、交流ひろばの施設等の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第9条第2項の規定により許可に付けられた条件並びに市長の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、市長はその責めを負

わない。

(目的外利用等の禁止)

第15条 施設利用者は、交流ひろばの施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 施設利用者が交流ひろばの利用に際し、特別の設備を設け、交流ひろばに変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、交流ひろばの施設等の利用の申請と同時にその旨を申請して市長の承認を受けなければならない。

(施設利用者の原状回復義務)

第17条 施設利用者は、交流ひろばの施設等の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに交流ひろばの施設等を原状に復さなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに交流ひろばを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 故意又は過失により交流ひろばを毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入場者の制限)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流ひろばへの入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症にかかっている者
- (2) 危険な物品を携帯する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(4) 交流ひろばを毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(5) 交流ひろばの管理上支障があると認められる者

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、交流ひろばの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定中指定管理者の指定の手續等の行為及び交流ひろばの施設等に係る利用の許可、使用料の納付その他交流ひろばの施設等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

1 体育館

施設名	区分		単位	金額
アリーナ	体育の用に供する場合	全部利用	1時間につき	800円
		2分の1の面積を1単位とする利用	1時間につき	400円
		4分の1の面積を1単位とする利用	1時間につき	200円
		卓球	1台1時間につき	100円
	体育の用に供しない場合		1時間につき	5,000円
会議室		1時間につき	200円	
多目的スペース	体育の用に供する場合	1時間につき	100円	
	体育の用に供しない場合	1時間につき	400円	

備考

- 1 単位時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料の額を徴収する。
- 2 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。

2 運動場、広場その他交流ひろばの敷地

区分		単位	金額
占有する場合	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき	41円
行為をする場合	募金又は業として写真の撮影を行う場合	1 日につき	200円
	業として映画の撮影を行う場合	1 日につき	2,060円
	興行を行う場合	1 平方メートル 1 日につき	77円
	展示会その他これに類する催しを行う場合	1 平方メートル 1 日につき	3円

備考

- 1 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に市長が定める実費相当額を徴収する。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとみなして計算する。

説明

この案を提出するのは、新たに藤山台地内に西藤山台運動交流ひろばを設置するため必要があるからである。

第 56 号議案

バスケットゴール等の取得について

次のとおりバスケットゴール等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | バスケットゴール等 |
| 2 取 得 価 格 | 21,899,900円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市鳥居松町2丁目241番地
株式会社オギハラ |

第 57 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（2 t）6 台 |
| 2 取 得 価 格 | 5 1, 4 8 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市柏井町 1 丁目 51 番地
株式会社上田自動車 |

報告第 11 号

令和 4 年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越額	計
3 民生費	2 児童福祉費	鳥居松子どもの家 リニューアル工事	18,000,000	900,000		900,000
		交通児童遊園整備	599,300,000	384,500,000		384,500,000
4 衛生費	3 清掃費	クリーンセンター 施設再整備	17,037,400,000	7,800,000		7,800,000
8 土木費	4 都市計画費	J R 高蔵寺駅南口 駅前広場整備	490,200,000	161,900,000	139,721,400	301,621,400
		弥生公園更新工事	66,600,000	53,000,000		53,000,000
9 消防費	1 消防費	消防署整備	2,522,550,000	484,750,000		484,750,000
10 教育費	2 小学校費	鳥居松小学校校舎等 リニューアル工事	1,791,000,000	494,000,000	301,800,000	795,800,000

(単位：円)

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他
97,200	802,800	802,800	802,800			
272,480,372	112,019,628	112,019,628	25,319,628		86,700,000	
7,454,700	345,300	345,300	345,300			
259,448,120	42,173,280	42,173,280	4,273,280		37,900,000	
16,800,000	36,200,000	36,200,000	9,100,000		27,100,000	
231,814,000	252,936,000	252,936,000	63,336,000		189,600,000	
326,070,084	469,729,916	469,729,916	70,749,916	86,780,000	312,200,000	

報告第 12 号

令和 4 年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎空調冷 ヒートポンプチラー 圧縮機その他修繕	18,624,000
3 民生費	2 児童福祉費	岩成台保育園事 解体工事	35,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て 応援交付金事業	326,950,000
	3 清掃費	クリーンセンター 第1工場火災復旧	652,600,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム付き建設券 発行事業補助金	44,000,000
		省エネルギー一 設 備 投 資 事 業	30,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道203号線外 道路整備事業	8,192,000
		自転車通行空間 整備事業	45,000,000
		道風線地下道冠水 表示板及びポンプ等 更新工事	67,210,000
		外之原町地内 橋りょう改修工事	31,000,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
18,091,700			18,091,700
35,000,000			35,000,000
15,000,000		15,000,000	
649,000,000		606,500,000	42,500,000
44,000,000		36,500,000	7,500,000
29,949,000		1,000,000	28,949,000
4,307,688	4,307,688		
45,000,000		40,500,000	4,500,000
67,210,000		50,400,000	16,810,000
31,000,000		27,900,000	3,100,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	旧西藤山台小学校 施設公共管理区域整備	107,000,000
		熊野桜佐 土地区画整理事業	18,950,000
		高座線側道整備	140,000,000
		名鉄春日井駅自由通路 詳細設計業務	67,462,000
		密蔵院東公園 公共施設管理者負担金	65,100,000
		愛知環状鉄道 設備改修費補助金	11,081,000
9 消防費	1 消防費	高機能消防指令備 システム等整備	90,300,000
		水槽付消防ポンプ 自動車購入	103,180,000
10 教育費	2 小学校費	丸田小学校 校舎外壁改修等工事	149,000,000
	5 学校給食費	白山調理場解体工事	110,000,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
107,000,000		59,400,000	47,600,000
18,950,000		17,975,000	975,000
73,400,000		66,000,000	7,400,000
67,417,900		60,100,000	7,317,900
65,100,000		62,500,000	2,600,000
11,080,021			11,080,021
90,300,000		90,300,000	
103,180,000		90,300,000	12,880,000
149,000,000		144,933,000	4,067,000
110,000,000		109,966,000	34,000

報告第 13 号

令和 4 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰
越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により繰越明
許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	春日井インター北 企業用地整備事業 許認可関係業務	13,799,000

繰越計算書

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
13,799,000		13,700,000	99,000

報告第 14 号

令和 4 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予
算の事故繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項において準用する第
146条第 2 項の規定により事故繰越し繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計事故繰越し

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
2 事業費	1 事業費	春日井インター北 企業用地整備事業 実施設計業務	30,606,400		30,606,400

繰越計算書

(単位：円)

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
	30,606,400		22,800,000	7,806,400	事業地内の調整池及び 接道部分に係る愛知県 との協議に時間を要し たため

報告第 15 号

令和 4 年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについで

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算額	前年度繰越	計
1 資本的支出	1 建設改良費	勝西浄化センター改築事業	511,100,000	153,800,000		153,800,000

(単位：円)

支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企業債	国補助金	出資金	
126,000,000	27,800,000	27,800,000	27,800,000			

報告第 16 号

令和 4 年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道配水管 布設替工事 (白山町その3)	110,000,000	
		高蔵寺高区 配水場無停電 電源装置工事	2,255,000	

(単位：円)

翌 年 度 繰 上 り	左 の 財 源 内 訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
	損 益 勘 定 留 保 資 金	工 事 収 入			
110,000,000	110,000,000				受注業者における新型コロナウイルス感染症の集団感染による工事の遅延のため
2,255,000	2,255,000				材料調達が困難な状況であるため

報告第17号

令和4年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月15日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和4年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	熊野桜佐地区 雨水管渠等整備事業	343,100,000	143,100,000	200,000,000
		勝西浄化センター 改築・耐震化事業	40,379,000	3,379,000	37,000,000
		管渠施設耐震化事業	95,400,000		95,400,000
		マンホールトイレ システム整備事業	29,150,000		29,150,000
		浄化センター耐震化事業	56,500,000		56,500,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国 補 助 庫 金	出 資 金			
116,000,000	84,000,000				地下埋設物の影響で工事の 工程が遅延したため
21,000,000	15,950,000	50,000			追加調査等に不測の日数を 要したため
23,500,000	32,900,000	39,000,000			国の令和4年度補正予算の 補助金を活用し、令和5年 度の当初予算で計上予定の 事業を前倒して施行するた め
18,200,000	10,900,000	50,000			
35,500,000	21,000,000				

報告第 18 号

朝宮公園テニスコート等整備工事の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、朝宮公園テニスコート等整備工事の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月15日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、朝宮公園テニスコート等整備工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年3月15日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 朝宮公園テニスコート等整備工事
- 2 契約の相手方 松浦・成田特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
構成員 春日井市八田町7丁目3番地1
株式会社成田組

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	440,000,000円	456,672,700円

報告第 19 号

高座保育園建替工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、高座保育園建替工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月15日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、高座保育園建替工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年3月17日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 高座保育園建替工事（建築）
- 2 契約の相手方 名古屋市東区代官町40番29号
木内建設株式会社名古屋支店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	478,500,000円	500,519,800円

報告第 20 号

クリーンセンター第 1 工場火災復旧修繕の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、クリーンセンター第 1 工場火災復旧修繕の変更契約について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 6 月 15 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、クリーンセンター第1工場火災復旧修繕の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和5年5月9日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 クリーンセンター第1工場火災復旧修繕
- 2 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
日立造船株式会社中部支社

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	649,000,000円	647,971,500円

報告第 21 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月15日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	事 故 の 概 要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
	令和年月日			円	令和年月日
1	4. 3. 24	自動車事故（接触）	御幸町地内	162,580	4. 4. 19
2	4. 4. 20	自動車事故（接触）	東野町西地内	173,492	4. 5. 26
3	4. 4. 19	自動車事故（接触）	堀ノ内町地内	137,500	4. 6. 15
4	4. 5. 5	自動車事故（ごみ収集作業）	美濃町地内	156,604	4. 6. 20
5	4. 3. 3	自動車事故（接触）	上条町地内	550,662	4. 6. 23
6	4. 5. 9	道路事故（側溝上の蓋）	如意申町地内	931,438	4. 7. 15
7	4. 6. 21	施設事故（除草作業）	神領町北地内	266,860	4. 7. 26
8	4. 9. 6	自動車事故（接触）	神領町地内	108,196	4. 10. 7
9	4. 9. 24	施設事故（枝落下）	朝宮町地内	197,560	4. 11. 5
10	4. 10. 24	自動車事故（接触）	柏原町地内	242,264	4. 12. 9
11	4. 11. 4	施設事故（除草作業）	篠木町地内	220,500	4. 12. 9
12	4. 7. 15	道路事故（道路凹凸）	高蔵寺町地内	3,286	4. 12. 22
13	4. 4. 13	道路事故（側溝上の蓋）	東山町地内	1,238,419	4. 12. 26
14	4. 11. 12	道路事故（道路凹凸）	内津町地内	10,000	5. 1. 5
15	4. 11. 12	道路事故（側溝上の蓋）	白山町地内	119,612	5. 1. 16
16	4. 11. 28	その他事故（胃がん検診）	岩成台地内	161,850	5. 1. 31
17	5. 1. 21	施設事故（看板）	朝宮町地内	32,830	5. 2. 20
18	4. 12. 21	自動車事故（接触）	鷹来町地内	66,155	5. 3. 14